

# 認定農業者に対する主な支援措置

## 経営所得安定対策

### 〇畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

### 〇米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

## 融資

### 〇スーパーL資金及び農業近代化資金

農業用機械・施設の整備などに制度資金が利用できます。さらに、目標地図に位置付けられた場合等は、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

※農業近代化資金は認定農業者以外も対象。

| 融資機関      | 資金                  | 償還期限               | 貸付限度額                                                          |
|-----------|---------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------|
| 日本政策金融公庫等 | 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） | 25年以内<br>（据置10年以内） | 個人 3億円<br>（複数部門経営等は6億円）<br>法人 10億円<br>（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円） |
| 農協等       | 農業近代化資金             | 15年以内<br>（据置7年以内）  | 個人 1,800万円<br>法人 2億円                                           |

### 〇農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）

日本政策金融公庫から、農業経営安定資金又は施設資金について、期限一括償還（5年1か月以上20年以内）で貸付けを受けられます。

※資本性ローン：貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なもの。

## 税制

### 〇農業経営基盤強化準備金制度

青色申告を行う認定農業者等（地域計画において農業を担う者として位置づけられた農業者に限る。）が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

また、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地（地域計画の区域内のものに限る。）や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳ができます。

## 農業者年金の保険料支援

青色申告を行う認定農業者で一定の要件を満たした農業者は、保険料補助が最長20年間受けることができます。

## 農地転用手続のワンストップ化

農業経営改善計画の認定の際に、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を併せて受けることができます。

また、認定を受けた農業経営改善計画に基づいて農業用施設を整備する場合には、農地転用の許可があったものとみなされます。